

世田谷区告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年5月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年5月27日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区喜多見四丁目3505番4から3505番5の内まで

3 変更の区域

延長 7.40メートル

幅員 1.61メートルから1.66メートルまで

面積 13.01平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年5月27日

# 案内図

— 特別区道路線の区域編入部分(供用開始)

街区 喜多見四丁目12番

